

EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針（骨子）

平成 29 年 12 月 26 日

EBPM推進委員会幹事会決定

前 文（策定根拠としての最終取りまとめ、本方針の構成（第Ⅰ部及び第Ⅱ部の関係）、EBPM推進委員会及び統計委員会によるフォローアップと見直し）

第Ⅰ部 EBPMを推進するための人材の確保・育成

1 人材の確保

(1) 採用

- 採用希望者に対する広報において、EBPMの重要性を反映
- 即戦力人材を確保するための任期付採用や中途採用の活用
- 任期付採用や中途採用の積極的活用に係る課題の検討

(2) 登用

- 実務経験付与のための若年期（課長補佐になるまでの間）におけるEBPM推進部局（※1）又は原局においてEBPMを実践するポスト（※2）への配置
 - ※1 EBPM推進統括官室、官房関係課、統計所管課、施設等機関、各局におけるEBPM推進担当課を想定
 - ※2 実際にEBPMの作り込みに取り組む原課（担当ライン）を想定
- EBPMに習熟する機会付与のためのEBPM推進部局での長期在職や複数回の配置の考慮
- EBPMの取組の人事評価への反映
- EBPMの優秀な取組の表彰
- EBPM推進統括官による人材情報の把握

2 人材の育成

(1) 能力開発

- 職員に対するEBPMに関する周知・啓発、職務に応じて必要なEBPMに関する知見（統計リテラシーを含む）の習得のための研修奨励等
- 予算要求や審議会における政策立案検討等を通じたOJT、府省内又は府省横断的な事例研究や勉強会の実施
- EBPMに係る国内外の調査研究や関係資料等の収集と各府省間共有
- 公共政策大学院等への留学等の奨励

(2) 交流

- EBPM推進部局と原局との相互の間における職員の交流推進のための人事配置の工夫
- EBPM推進部局等の府省間交流の推進

3 EBPMに関するコミュニティの形成

- 公共政策大学院等研究機関との共同研究や大学等の研究者との協働の推進
- 協働の地方公共団体や民間企業への拡大

第Ⅱ部 統計調査の設計、統計データの作成・提供に係る専門技術に着目した取組

1 統計人材の確保

(1) 採用

- 統計部門の採用広報の強化
- 「職場としての統計部門」の周知、インターン制度の活用や中途採用
- 若手研究者の任期付職員としての採用への積極的な取組

(2) 登用

- 政府統計の業務に従事した経験を有する人材に関する職歴や技能に関する情報の把握・人事面からの管理
- 公的統計に係る種々の重要課題別の府省横断的な討議・解決体制の整備

2 統計人材の育成

(1) 能力開発

- 統計人材の計画的な育成を図るための人事運用上の工夫
 - ・ 採用後間もない職員への統計部門での十分な在籍期間の確保及び複数の業務経験の計画的付与
 - ・ 個々人の適性を踏まえた政策部門や国際機関等での勤務経験付与を通じた統計のグランドデザインを描ける人材や国際的に通用する人材の育成
- 研修プログラムの体系的再構築（職員の属性（資格・ランク・業務経験）に合わせた研修の必修項目。新規任用・昇任時などの節目での研修必修化。研修受講履歴の記録・管理。）
- 資格や経済系・統計系大学院等における学位の取得等の奨励

(2) 交流

- 総務省等における他府省職員の研修人材としての受け入れ
- 学界との交流や国際間の交流の機会の付与

3 外部人材の活用

- 企業会計・金融等の専門知識を要する取組に際しての外部人材積極活用
- 若手研究者の任期付職員としての採用への積極的な取組（再掲）

4 地方統計部門の支援

- 地方の統計部門職員（都道府県統計職員・統計調査員など）支援のためのオンライン研修
- 地方の統計部門の補強支援のための国・地方の相互協力による人事交流等
- 地方における統計分析の意欲的な取組を支援のための各地大学との協働の後押し
- 学生調査員の活用についての各地の大学への働きかけ

5 統計幹事（仮称）を通じた統計人材育成方針の政府部内での統一性確保

※ 今後、本文案の作成を進め、然るべく成案を得る。